

松前町

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 1 月	策定
平成 28 年 3 月	改定
平成 29 年 3 月	改定
平成 30 年 1 月	改定
平成 31 年 4 月	改定
令和 2 年 6 月	改定
令和 4 年 3 月	改定
令和 5 年 3 月	改定
令和 6 年 3 月	改定
令和 7 年 3 月	改定

松前町通学路安全対策推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年度に全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした緊急合同点検を実施するよう地方自治体に通達がありました。

これを受け松前町では、関係機関と合同で通学路の緊急合同点検を行い、その結果により通学路の安全対策について協議を行うとともに、関係機関がそれぞれ所管する施設について対策を講ずる「松前町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、この取組を一過性にせず、継続的に通学路の安全を確保するため、毎年度各機関が集まり、対策の進捗状況及び新たな対策の必要性について協議することとしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関との連携を強化し、計画的かつ継続的に通学路の安全確保に取り組んで参ります。

2. 通学路安全対策推進会議

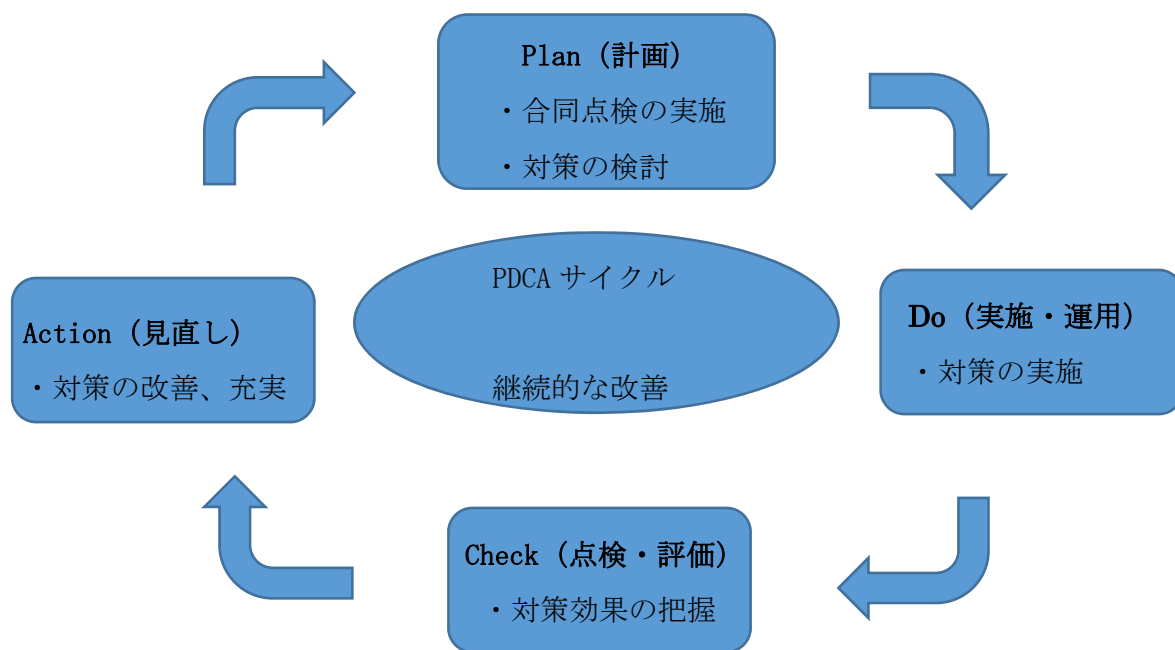
本プログラムにおける計画推進組織として、以下の関係組織の代表者から構成する「松前町通学路安全対策推進会議」を設置しました。松前町通学路安全対策推進会議は、「松前町通学路交通安全プログラム」の策定及び通学路の安全対策の検討、実施状況の確認、対策効果の把握、対策の改善、充実の検討を行います。

「松前町通学路安全推進会議」

- ・ 国土交通省松山河川国道事務所
- ・ 愛媛県 中予地方局
- ・ 愛媛県 伊予警察署
- ・ 松前町立小中学校
- ・ 松前町まちづくり課
- ・ 松前町危機管理課
- ・ 松前町子育て支援課
- ・ 松前町教育委員会
- ・ その他関係機関

3. 取組方針

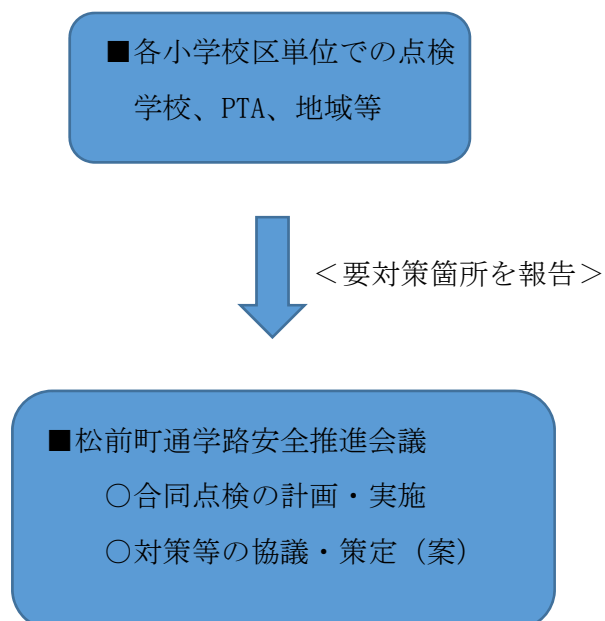
本プログラムの取り組みは、PDCA サイクルにより実施し、継続的な通学路の安全確保の推進に取り組んでいきます。PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握しながら対策を推進していきます。



①Plan (対策の計画)

- ・ 小中学校ごとに、定期的に通学路の安全点検を実施していきます（年1回とし、必要に応じて実施）。
- ・ 各小中学校での点検の結果から、対策が必要な箇所について、「通学路安全対策推進会議」で対策必要箇所の合同点検の計画・実施、合同点検後のハード面及びソフト面の対策を検討していきます（年1回）。
- ・ 合同点検の体制は、学校、警察、道路管理者、松前町教育委員会を含むことを基本とします。

《合同点検の流れ》



②Do（対策の実施）

- ・ 推進会議で検討した対策メニューについて、関係者間で連携を図りながら対策を実施していきます。

③Check（対策効果の把握）

- ・ 対策の実施後は、小中学校を通じて、その対策効果について確認します。

④Action（対策の改善・充実）

- ・ 対策効果の確認結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図ります。

4. 対策の検討

合同点検の結果から、明らかになった対策必要箇所については、各関係機関で共有するため、地図及び一覧表を作成します。

また、ハード・ソフト面の対策を各関係機関と協議し具体的な実施メニューを検討します。